

函館市一般廃棄物処理手数料等減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号。以下「条例」という。）第13条および第16条の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物処理に係る使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 条例第13条に定める災害その他特別な事情があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 世帯構成員の前年（1月1日から3月31日までの間に手数料の減免の申請があったものにあつては、前々年）の総収入額が、前年度の生活保護基準相当額（生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により定められた生活保護基準の生活扶助、住宅扶助および加算（母子加算および障害者加算（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による身体障害者手帳記載の級が1級から3級までのいずれかである者および国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項の規定による障害等級が1級または2級である者に係るものに限る。）に限る。）に基づき算出した年額をいう。）に1.05を乗じて得た額以下の世帯（生活保護法の規定により保護を受けている世帯を除く。以下「低所得世帯」という。）から排出される廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合

(2) 次のいずれかの理由により、世帯構成員の当該年の総収入見込額が当該年度の生活保護基準相当額に1.05を乗じて得た額以下となる世帯（生活保護法の規定により保護を受けている世帯を除く。以下「所得激減世帯」という。）から排出される廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合

ア 生計中心者の傷病

イ 生計中心者の死亡または失踪

ウ 生計中心者の失業

エ その他これらに準ずると認められる理由

- (3) 市内に設置されている民間の社会福祉施設から事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合。ただし、収集、運搬および処理に支障をきたす施設および会社法（平成18年法律第86号）に基づく会社が経営する施設を除く。
 - (4) 放課後児童健全育成事業活動を行う団体から事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合。ただし、収集、運搬および処理に支障をきたす施設を除く。
 - (5) 函館市町会交付金交付要綱第2条に規定する交付金を受けている町会が運営する会館から事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合
 - (6) 天災による被災者が、被災した家屋等から排出された廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合（被災のあった日から1年以内の期間に限る。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。）
 - (7) 火災による被災者が、被災した家屋等から排出された廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合（被災のあった日から1年以内の期間に限る。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。）
- なお、自己所有物または借用物に関係者が放火をする等他の法令に違反する行為によるものの廃棄物は除く。
- (8) 資源回収業者が、函館の街をきれいにする市民運動協議会に加入している集団資源回収団体から回収した物であって、資源回収の対象とならない廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合
 - (9) 市および市が構成員である団体が排出する廃棄物のうち、当該者が、市長が認める廃棄物を処理する場合
 - (10) ボランティアで収集・運搬する廃棄物のうち、当該者が、市長が認める廃棄物を処理する場合

2 前項の第1号および第2号の世帯構成員の収入の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 前項第 1 号の総収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 給与収入にあつては、給与証明書等の額
- イ 公的年金等収入にあつては、年金支払通知書等の額
- ウ 事業等による収入にあつては、事業等総収入額
- エ 失業給付金、労災保険金等に係る収入にあつては、当該給付金等を給与収入としてみなした額
- オ 遺族年金、障害年金、母子年金等に係る収入にあつては、公的年金収入としてみなした額
- カ 日雇い等月々の収入が不安定な者に係る収入にあつては、給与収入としてみなした額

(2) 前項第 2 号の総収入見込額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 給与収入にあつては、給与証明書等の申請前 3 か月の収入月額
の平均を 1 か月の収入額として 1 2 か月分に換算した額
- イ 公的年金等収入にあつては、年金支払通知書等の額
- ウ 事業等による収入にあつては、申請前 3 か月の収入月額の平均
を 1 か月の収入額として 1 2 か月分に換算した額
- エ 失業給付金、労災保険金等に係る収入にあつては、当該給付金
等を給与収入としてみなした額
- オ 遺族年金、障害年金、母子年金等に係る収入にあつては、公的
年金収入としてみなした額
- カ 日雇い等月々の収入が不安定な者に係る収入にあつては、申請
前 3 か月の平均月収に今年中の雇用が継続すると予想される月数
を乗じて得た額

(使用料の減免)

第 3 条 条例第 1 6 条に定める災害その他特別な事情があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災による被災者が、被災した家屋等から排出された廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合（被災のあった日から 1 年以内の期間に限る。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。）

(2) 火災による被災者が、被災した家屋等から排出された廃棄物のうち、市長が認める廃棄物を処理する場合（被災のあった日から1年以内の期間に限る。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。）

なお、法人等所有物または借用物に関係者が放火をする等他の法令に違反する行為によるものの廃棄物は除く。

(減免の割合等)

第4条 手数料および使用料の減免の割合等は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成5年函館市規則第31号。以下「規則」という。）第7条に規定する申請書には次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号または第2号の場合に該当して申請する場合次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 低所得世帯（給与所得世帯に限る。） 前年の源泉徴収票または給与支払証明書（別記第1号様式）、同意書（別記第2号様式）その他市長が必要と認める書類（盗難証明書等）

イ 低所得世帯（給与所得世帯以外の世帯に限る。） 確定申告書または市民税道民税申告書の控えまたは写し、同意書（別記第2号様式）その他市長が必要と認める書類（盗難証明書等）

ウ 所得激減世帯 申請前3か月の給与支払証明書（別記第1号様式）、同意書（別記第2号様式）その他市長が必要と認める書類（盗難証明書等）

(2) 第2条第1項第7号または第3条第2号の場合に該当して申請する場合 現場写真（建築物外観全形、被災部分）、付近見取図、登記事項証明書、被災証明書その他市長が必要と認める書類

2 申請にあたっては、本人（その世帯員を含む。）申請を原則としているが、高齢・身体障害等の理由により、申請が困難と思われる者にあ

っては、親族等の代理人申請を認めるものとする。

(減免の決定)

第6条 市長は、規則第7条の規定に基づく申請があった場合において、手数料または使用料を減免することと決定したときは、別記第3号様式の通知書により、減免しないことと決定したときは、別記第3号様式の2の通知書により速やかにその旨を当該申請した者に通知するものとする。

(減免の却下)

第7条 市長は、規則第7条の規定に基づく申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請を却下するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 第5条に規定する添付書類を提出せず、または事情聴取等の調査に応じない場合

2 市長は、申請を却下したときは、別記第4号様式の通知書により速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(減免の対象とする手数料および使用料)

第8条 減免の対象とする手数料および使用料は次の各号に掲げるものとする。

(1) ごみ処理手数料 (一般家庭)

(2) ごみ処理手数料 (事業所)

(3) し尿処理手数料 (一般家庭)

(4) し尿処理手数料 (事業所)

(5) 焼却処分手数料

(6) 埋立処分手数料

(7) し尿処分手数料

(8) 焼却工場使用料

(9) 埋立処分場使用料

(減免事由の消滅)

第9条 手数料または使用料の減免を受けている納付義務者は、当該減免の対象事由が消滅したときには、別記第5号様式の届出書により遅

滞なく市長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第10条 市長は、前条の届け出があったとき、虚偽の申請その他不正な行為により手数料または使用料の減免を受けたことを知ったとき、その他減免の理由がないことが明らかになったときは、直ちに当該減免を取り消し、別記第6号様式の通知書により速やかにその旨を納付義務者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

別表（第2条，第3条関係）

根拠規定	手数料および使用料の種類	減免の割合
第2条第1項第1号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	ごみ処理手数料 (一般家庭)	世帯人員数に基づき算出した量(排出量/人×収集回数) ×ごみ処理手数料(一般家庭)
	し尿処理手数料 (一般家庭)	全 額
第2条第1項第2号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	ごみ処理手数料 (一般家庭)	世帯人員数に基づき算出した量(排出量/人×収集回数) ×ごみ処理手数料(一般家庭)
	し尿処理手数料 (一般家庭)	全 額
第2条第1項第3号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	ごみ処理手数料 (事業所)	原排出量に基づき算出した量(原排出量－排出抑制効果 分)×ごみ処理手数料(事業所)
	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
第2条第1項第4号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	ごみ処理手数料 (事業所)	原排出量に基づき算出した量(原排出量－排出抑制効果 分)×ごみ処理手数料(事業所)
	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
第2条第1項第5号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	ごみ処理手数料 (事業所)	原排出量に基づき算出した量(原排出量－排出抑制効果 分)×ごみ処理手数料(事業所)
	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
第2条第1項第6号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	し尿処理手数料 (一般家庭)	全 額

	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
	し尿処分手数料	全 額
第2条第1項第7号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	し尿処理手数料 (一般家庭)	全 額
	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
	し尿処分手数料	全 額
第2条第1項第8号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
第2条第1項第9号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
	し尿処理手数料 (事業所)	全 額
	し尿処分手数料	全 額
第2条第1項第10号	埋立処分手数料	全 額
	焼却処分手数料	全 額
第3条第1号	埋立処分場使用料	全 額
	焼却工場使用料	全 額
第3条第2号	埋立処分場使用料	全 額
	焼却工場使用料	全 額

別記第1号様式（第5条関係）

給与支払等証明書

年 月 日

函館市長様

住所
事業主
氏名

下記のとおり、証明いたします。

記

1 対象者 住所 函館市 町 丁目 番 号
氏名

2 給与支払等証明期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

3 給与支払等支給額

月	給与支払等支給額	月	給与支払等支給額
1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
合計	円		

別記第2号様式（第5条関係）

同 意 書

函 館 市 長 様

一般廃棄物処理手数料等の減免要件の確認に当たり、函館市長が私の収入状況等について調査されることに同意いたします。

年 月 日

申 請 者 住 所 函館市 町 丁目 番 号

氏 名

収 入 申 告 書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 函館市 町 丁目 番 号
申請者 氏 名

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	仕事の内容 勤め先など	収 入 状 況
		年分 給 与 円 (源泉徴収票・給与証明書・給与明細・ その他)
		年分 給 与 円 (源泉徴収票・給与証明書・給与明細・ その他)
		年分 給 与 円 (源泉徴収票・給与証明書・給与明細 その他)

2 年金, 児童扶養手当等による収入

受けている者の氏名	種別番号	月 額	年 額
		円	円
		円	円
		円	円

①国民年金
②厚生年金
③障害年金
④児童扶養手当
⑤児童手当

⑥傷病手当金
⑦雇用保険
⑧恩給
⑨特別児童手当
⑩その他

3 仕送りまたは養育費による収入

区 分	金 額	仕送り・養育費を行なった者
仕 送 り	円	
養 育 費	円	

4 その他の収入

区 分	内 容	収 入
生命保険等給付金		円
財産収入（土地・ 家屋の賃貸料）		円
その他	補償金	円
	臨時的収入	円

5 働いていない者（義務教育終了前の者は記載する必要はありません。）

氏 名	その理由（求職中・休職中・通院治療中・育児・その他）

※ 記載上の注意

- ・この申告書は，一般廃棄物処理手数料等の減免を受けようとする者（受けている者）が記載してください。
- ・勤務先からの源泉徴収票，給与証明書ならびに各種保険支払通知書等の証明書を添付してください。

別記第3号様式（第6条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免承認決定通知書

函 環 総

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度手数料等の減免について、下記のとおり承認することと決定したので通知します。

記

1 減免の対象となる手数料および使用料

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 焼却処分手数料 | <input type="checkbox"/> 埋立処分手数料 | <input type="checkbox"/> し尿処理手数料 |
| <input type="checkbox"/> 焼却工場使用料 | <input type="checkbox"/> 埋立処分場使用料 | <input type="checkbox"/> ごみ処理手数料 |

2 減免の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

一般廃棄物処理手数料等減免不承認決定通知書

函 環 総

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度手数料等の減免について、つぎの理由により承認しないことと決定したので通知します。

1 減免を受けようとして申請した手数料および使用料

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 焼却処分手数料 | <input type="checkbox"/> 埋立処分手数料 | <input type="checkbox"/> し尿処理手数料 |
| <input type="checkbox"/> 焼却工場使用料 | <input type="checkbox"/> 埋立処分場使用料 | <input type="checkbox"/> ごみ処理手数料 |

2 理 由

審査請求

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この通知書を発した日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免申請却下通知書

函 環 総

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付で申請のあった手数料等の減免申請について、調査の結果、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

却下の理由

審査請求

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この通知書を発した日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

別記第5号様式（第9条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免事由消滅届出書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所

届出者

氏 名

T E L （ ） -

下記のとおり，一般廃棄物処理手数料等の減免の事由が消滅したので届け出ます。

記

○ 減免を受けていた手数料等の名称

○ 減免事由消滅年月日 年 月 日

○ 減免事由消滅事由（具体的に記入してください。）

別記第6号様式（第10条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免取消通知書

函 環 総

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例
第 条の規定により減免された 年度一般廃棄物処理手数料等について、
下記のとおり取消ししたので通知します。

記

1 手数料等の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消事由

審査請求

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この通知書を発した日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

別記第3号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理手数料等減免申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 函館市 町 丁目 番 号

申請者

氏 名 印

（申請者電話番号 ー ）

次のとおり、手数料等の減免を受けたいので申請します。

1 減免を受けようとする者の住所 函館市 町 丁目 番 号

2 減免を受けようとする者の氏名（名称） _____

3 減免を受けようとする手数料等の種別 _____

4 減免を受けようとする金額 _____

5 減免を受けようとする理由

